下記の国民健康保険料納付義務者に対し、下記１の書類を送達すべきであるが、住所及び居住が不明であり送達することができないため、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２日

東京都板橋区長　坂本　健

記

１　送達する書類
　東京都板橋区国民健康保険条例施行規則第１３条の２に関する通知
２　納付義務者氏名
　氏名　邑木　和美
３　送達する書類の保管場所
　東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

※国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第３項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。